

岬町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

岬町長

岡代 堯

岬町条例第 2 1 号

岬町手数料条例の一部を改正する条例

岬町手数料条例（平成 1 2 年岬町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中第 7 6 号を第 7 7 号とし、第 7 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (76) 介護保険法第 7 9 条の 2 第 1 項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び介護保険法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該 2 の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該 2 の申請に対する審査 1 式につき 1 0 , 0 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条第 7 6 号の規定は、前項の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。